

11月は「不法投棄防止強化月間」です

不法投棄は「しない、させない、許さない」



自然に恵まれた素晴らしい村を将来の子どもたちに残していくために、不法投棄は「しない、させない、許さない」という強い気持ちを持ちましょう。皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県廃棄物対策課(☎301-3033)

●不法投棄は犯罪です！ 懲役や罰金が課せられることも…

「不法投棄」とは、「廃棄物処理法」で定められた処分場以外に廃棄物を投棄することです。不法投棄には厳しい罰則(5年以下の懲役または1千万円以下の罰金等)が設けられています。ごみを捨てる際は、決まりに従って正しく処分しましょう。

村では「東海村ボランティア不法投棄等監視員」と連携して不法投棄防止のための巡回パトロール等を実施していますが、不法投棄はなかなか後を絶ちません。平成30年度に村で受けた不法投棄の通報件数は、23件にも及びます。



▲不法投棄の現場(村内)

●あなたの土地が狙われている！？ “捨てられない”環境づくりを！

私有地に不法投棄されたごみは、投棄者が見つからない場合、土地の管理者がごみを処分しなければなりません。不法投棄されたごみをそのまま放置すると、ごみ捨て場のように思われ、新たな不法投棄を招く恐れがあります。不法投棄を未然に防止するために、柵やフェンスの設置、定期的な除草作業、見回りなどを行い、土地の適正管理にご協力ください。

●皆さんの「目」が、不法投棄を防ぎます！ 「東海村ボランティア不法投棄等監視員」

村では、不法投棄に迅速・的確に対応するため、東海村ボランティア不法投棄等監視員を募集しています。不法投棄のないまちづくりへ“ながらボランティア”をしてみませんか。通勤や買い物、犬の散歩など、普段の生活の中でできる不法投棄の監視に、ぜひご協力ください。※活動内容や申し込み等の詳細は、村公式ホームページをご覧ください。環境政策課へお問い合わせください。

不法投棄・野焼き・不適切な残土埋め立てを見つけたら

不法投棄110番

いつもみんなでむらなく みはれ

☎0120-536-380 へ

受け付け日時▼月～金曜日(祝日を除く)の午前
8時30分から午後5時15分まで

※受け付け日時以外は、ひたちなか警察署(☎
272-0110)へご連絡ください。

雨水枡や道路側溝に、油類を流さないで！

村内で、機械油等の油類を道路の雨水枡に不法投棄したことによる水質汚濁事故が発生しました

雨水枡や道路側溝に流入した油は河川や海に流れ込んで重大な環境汚染を引き起こすほか、上水道や農工業の水利利用や漁業ができなくなる等、私たちの生活に重大な悪影響を与える恐れがあります。また事故の原因者は、油で汚れた側溝や水路の清掃費用の負担、農作物等の被害に対する賠償を求められることもあります。

油類は必要な分だけ購入して使い切り、不要になった場合は適切に処分してください。安易に雨水枡や道路側溝に捨てることは、絶対にやめましょう。



▲油を投棄された雨水枡



▲油の拡散を防ぐため、水路に設置されたオイルフェンス